# 公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程

平成 22 年４月１日
規 程 第 １０ 号

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　給料（第４条－第 12 条）
第３章　手当
第１節　管理職手当（第 13 条）
第２節　扶養手当（第 14 条・第 15 条）
第３節　住居手当（第 16 条）
第４節　通勤手当（第 17 条）
第５節　単身赴任手当（第 18 条）
第６節　時間外勤務手当（第 19 条）
第７節　休日勤務手当（第 20 条）
第８節　管理職員特別勤務手当（第 21 条）
第９節　時間外勤務手当等に関する適用除外（第 22 条）
第 10 節　期末手当及び勤勉手当（第 23 条－第 26 条）
第 11 節　管理職手当等の支給方法（第 27 条）
第４章　休職者の給与（第 28 条）
第５章　雑則（第 29 条－第 32 条）
附則

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、公立大学法人岐阜県立看護大学職員就業規則（平成 22 年規程第９号。以下「職員就業規則」という。）第 31 条の規定に基づき、公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関連）

第２条　給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

（給与の種類）

第３条　給与は、給料及び手当とする。

２　手当は、この規程に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

## 第２章　給料

（給料）

第４条　給料は、公立大学法人岐阜県立看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成 22 年規程第 12 号。以下「勤務時間等規程」という。）第２条から第５条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬として、この規程に定めるところにより支給する。

（給料表）

第５条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職給料表（別表第１）

(2) 教育職給料表（別表第２）

（職務の級）

第６条　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、公立大学法人岐阜県立看護大学職員の初任給、昇格、昇給等の細則（平成 22 年規程第 30 号。以下「初任給、昇格、昇給等細則」という。）で定める。

２　職員の職務の級は、初任給、昇格、昇給等細則の定める基準に従い決定する。

（初任給、昇格、昇給等）

第７条　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、初任給、昇格、昇給等細則で定める初任給の基準に従い決定する。

２　職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、初任給、昇格、昇給等細則の定めるところにより決定する。

３　職員の昇給は、初任給、昇格、昇給等細則で定める日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

４　前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給とすることを標準として初任給、昇格、昇給等細則で定める基準に従い決定するものとする。

５　次に掲げる職員に関する第３項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて初任給、昇格、昇給等細則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55 歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く）

(2) 公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与細則（平成 22 年規程第 29 号。以下「職員給与細則」という。）で定める管理又は監督の地位にある職員及びこれに相当するものとして初任給、昇格、昇給等細則で定める職員

６　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

７　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

８　第３項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給、昇格、昇給等細則で定める。

９　職員就業規則第 25 条及び第 25 条の２に定める職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（給料の支給）

第８条　給料は、毎月１回職員給与細則で定める日に、その月の月額の全額を支給する。

第９条　新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した国家公務員又は地方公務員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

２　職員が退職し、又は解雇されたときは、その日まで、給料を支給する。

３　職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により、給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間等規程第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）。

（給料の調整額）

第10条　理事長は、第５条に規定する給料表の額が職務の複雑、困難若しくは責任の度合又は

勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

２　前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の100分の25以内とする。

（給料の減額）

第11条　職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、この勤務しない１時間につき、次条に規定する勤務１時間当たりの給料額を減額した給与を支給する。

（勤務１時間当たりの給料額の算出）

第 12 条　勤務１時間当たりの給料額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから職員給与細則で定める時間を減じたもので除して得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、50 銭以上１円未満を切り上げ、50 銭未満を切り捨てた額とする。

## 第３章　手当

### 第１節　管理職手当

（管理職手当）

第13条　管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち職員給与細則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づき、職員給与細則で定める基準に従い支給する。

２　前項の規定による管理職手当の月額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25以内とする。

### 第２節　扶養手当

（扶養手当）

第 14 条　扶養親族のある職員に対して扶養手当を支給する。

２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子

(2) 60 歳以上の父母及び祖父母

(3) 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある弟妹及び孫

(4) 重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については１人につき 13,000 円、同項第２号から第４号までの扶養親族については１人につき 6,500 円とする。

４　扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の４月１日から 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、職員給与細則で定める。

第 15 条　削除

（地域手当）

第15条の２　職員に地域手当を支給する。

２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、百分の一を乗じて得た額とする。

## 第３節　住居手当

（住居手当）

第 16 条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員宿舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他職員給与細則で定める職員を除く。）

(2) 第 18 条第１項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（職員宿舎その他職員給与細則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして職員給与細則で定めるもの

２　住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ　月額23,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ　月額23,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から23,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、職員給与細則で定める。

## 第４節　通勤手当

（通勤手当）

第17条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で職員給与細則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、職員給与細則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。

(2) 前項第２号に掲げる職員　次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給

単位期間につき、同表の右欄に定める額

| | |
|---|---|
| 片道４キロメートル未満 | 2,900円 |
| 片道４キロメートル以上６キロメートル未満 | 4,300円 |
| 片道６キロメートル以上８キロメートル未満 | 5,600円 |
| 片道８キロメートル以上10キロメートル未満 | 6,900円 |
| 片道10キロメートル以上12キロメートル未満 | 8,100円 |
| 片道12キロメートル以上14キロメートル未満 | 9,300円 |
| 片道14キロメートル以上16キロメートル未満 | 10,500円 |
| 片道16キロメートル以上18キロメートル未満 | 11,900円 |
| 片道18キロメートル以上20キロメートル未満 | 13,200円 |
| 片道20キロメートル以上22キロメートル未満 | 14,500円 |
| 片道22キロメートル以上24キロメートル未満 | 15,800円 |
| 片道24キロメートル以上26キロメートル未満 | 17,100円 |
| 片道26キロメートル以上28キロメートル未満 | 18,400円 |
| 片道28キロメートル以上30キロメートル未満 | 19,700円 |
| 片道30キロメートル以上32キロメートル未満 | 21,000円 |
| 片道32キロメートル以上34キロメートル未満 | 22,300円 |
| 片道34キロメートル以上36キロメートル未満 | 23,600円 |
| 片道36キロメートル以上38キロメートル未満 | 24,900円 |
| 片道38キロメートル以上40キロメートル未満 | 26,300円 |
| 片道40キロメートル以上42キロメートル未満 | 27,700円 |
| 片道42キロメートル以上44キロメートル未満 | 29,100円 |
| 片道44キロメートル以上46キロメートル未満 | 30,500円 |
| 片道46キロメートル以上48キロメートル未満 | 31,900円 |
| 片道48キロメートル以上50キロメートル未満 | 33,300円 |
| 片道50キロメートル以上52キロメートル未満 | 34,700円 |
| 片道52キロメートル以上54キロメートル未満 | 36,000円 |
| 片道54キロメートル以上56キロメートル未満 | 37,300円 |
| 片道56キロメートル以上58キロメートル未満 | 38,600円 |
| 片道58キロメートル以上60キロメートル未満 | 39,900円 |
| 片道60キロメートル以上62キロメートル未満 | 41,200円 |
| 片道62キロメートル以上64キロメートル未満 | 42,400円 |
| 片道64キロメートル以上66キロメートル未満 | 43,600円 |
| 片道66キロメートル以上68キロメートル未満 | 44,800円 |
| 片道68キロメートル以上70キロメートル未満 | 46,000円 |
| 片道70キロメートル以上 | 47,200円 |

(3) 前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して職員給与細則で定める区分に応じ、前２号に定める額、第１号に定める額又は前号に定める額

3　新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして職員給与細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運

賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して職員給与細則で定める職員に限る。）その他当該者との権衡上必要があると認められるものとして職員給与細則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、職員給与細則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。（第４項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

４　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

５　通勤手当は、支給単位期間（職員給与細則で定める通勤手当にあっては、職員給与細則で定める期間）に係る最初の月の職員給与細則で定める日に支給する。

６　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の職員給与細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して職員給与細則で定める額を返納させるものとする。

７　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として職員給与細則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。

８　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、職員給与細則で定める。

### 第５節　単身赴任手当

（単身赴任手当）

第18条　新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の職員給与細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から法人の事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して職員給与細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他当該者との権衡上必要があると認められるものとして職員給与細則で定める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から法人の事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して職員給与細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

２　単身赴任手当の月額は、30,000円（職員給与細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が職員給与細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて職員給与細則で定める額を加算した額）とする。

３　前２項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、職員給与細則で定める。

### 第６節　時間外勤務手当

（時間外勤務手当）

第19条　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務し

た全時間に対して、勤務１時間につき、第12条に規定する勤務１時間当たりの給料額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で職員給与細則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、50銭以上１円未満を切り上げ、50銭未満を切り捨てた額とする。）を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

２　前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第５条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第３条第２項又は第４条の規定により割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（職員給与細則で定める時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第12条に規定する勤務１時間当たりの給料額に100分の25から100分の50までの範囲内で職員給与細則で定める割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、50銭以上１円未満を切り上げ、50銭未満を切り捨てた額とする。）を時間外勤務手当として支給する。

３　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規程第３条第１項、第４条及び第５条の規定による週休日における勤務のうち職員給与細則で定めるものを除く。）の時間が１箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第12条に規定する勤務１時間当たりの給料額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

４　前３項の規定は、勤務時間等規程第10条第１項に規定する裁量労働に従事する職員には、深夜勤務（午後10時から翌日午前５時までの間の勤務をいう。以下同じ。）、正規の勤務時間が割り振られていない日の勤務、休日（職員勤務時間等規程第８条に規定する休日をいう。）における正規の勤務時間外の勤務又は裁量労働として従事する業務（労基法第38条の3に規定する対象業務として労使協定に定める業務をいう。）以外の業務に従事した場合を除き適用しない。

５　前項の職員が、正規の勤務時間が割り振られている日に深夜勤務に従事した場合においては、第１項の規定にかかわらず、第12条に規定する勤務１時間当たりの給料額に100分の25を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、50銭以上１円未満を切り上げ、50銭未満を切り捨てた額とする。）を時間外勤務手当として支給する。

## 第７節　休日勤務手当

（休日勤務手当）

第20条　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（勤務時間等規程第９条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日（以下「祝日法による休日等」という。））及び12月29日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。）（同項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第12条に規定する勤務１時間当たりの給料額に100分の125から100分の150までの範囲内で職員給与細則で定める割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、50銭以上１円未満を切り上げ、50銭未満を切り捨てた額

とする。）を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして職員給与細則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

## 第８節　管理職員特別勤務手当

（管理職員特別勤務手当）

第 21 条　第 13 条第１項の規定により職員給与細則で指定する職を占める職員(以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の法人の運営の必要により勤務時間等規程第３条第１項、第４条及び第５条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日（次項において「週休日等」という。）等に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して職員給与細則で定める勤務をした職員にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）とする。

(1) 第一項に規定する場合　同項の勤務一回につき、12,000 円を超えない範囲内において職員給与細則で定める額

(2) 前項に規定する場合　同項の勤務一回につき、6,000 円を超えない範囲内において職員給与細則で定める額

４　前３項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、職員給与細則で定める。

## 第９節　時間外勤務手当等に関する適用除外

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第 22 条　第 19 条及び第 20 条の規定は、管理職員には適用しない。

## 第 10 節　期末手当及び勤勉手当

（期末手当）

第23条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第25条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の職員給与細則で定める日（次条及び第25条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職（職員就業規則第26条第１項の規定による解雇を含む。以下同じ。）し、若しくは失職（職員就業規則第26条第２項第１号の規定により解雇されることをいう。以下同じ。）し、又は死亡した職員（第28条第７項の規定の適用を受ける職員及び職員給与細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額（職員給与細則に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、100分の106.25を乗じて得た額。ただし、職員就業規則第25条及び第25条の２に定める職員については、当該職員の期末手当基礎額に、100分の61.25を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

| 在職期間 | 割合 |
|---|---|
| ６箇月 | 100分の100 |
| ５箇月以上６箇月未満 | 100分の80 |
| ３箇月以上５箇月未満 | 100分の60 |

| | |
|---|---|
| 3箇月未満 | 100分の30 |

3　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4　事務職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級以上である職員で職員給与細則で定めるもの並びに教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき職員給与細則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階等を考慮して職員給与細則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で職員給与細則で定める割合を乗じて得た額（職員給与細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で職員給与細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

5　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、職員給与細則で定める。

第24条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第45条及び第46条第１項第４号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第26条第２項第２号又は第３号に該当して解雇された職員

(3) 基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第25条　支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第４項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2　前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けた者に通知しなければならない。

3　前項の規定により一時差止処分を行った旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を法人の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、その掲示を始めた日から２週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けた者に到達したものとみなす。

4　一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

5　前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6　一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、職員給与細則で定める。

（勤勉手当）

第26条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の職員給与細則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員（職員給与細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が職員給与細則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の支給総額は、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の106.25（第23条第２項の職員給与細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、100分の126.25。ただし、職員就業規則第25条及び第25条の２に定める職員については、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の61.25）を乗じて得た額の総額以内とする。

3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4　第23条第４項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項」とあるのは「第26条第３項」と、「合計額」とあるのは「月額」と読み替えるものとする。

5　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第１項」とあるのは「第26条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する職員給与細則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第26条の２　第14条の規定は職員就業規則第25条及び第25条の２に定める職員には適用しない。

### 第 11 節　管理職手当等の支給方法

（管理職手当等の支給方法）

第 27 条　管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、職員給与細則で定める。

## 第４章　休職者の給与

（休職者の給与）

第28条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第16条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料及び手当の全額を支給する。

２　職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第 16 条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満２年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

３　職員が前２項以外の心身の故障により職員就業規則第 16 条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満１年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

４　職員が職員就業規則第16条第１項第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

５　職員が職員就業規則第16条第１項第３号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、職員給与細則の定めるところに従い、これに給料、扶養手当、地域手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

６　職員就業規則第16条第１項の規定により休職にされた職員には、法律又は法人の規程に別段の定めがない限り、前各項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

７　第２項、第３項又は第５項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第23条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡したときは、同項の規定により職員給与細則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、職員給与細則で定める職員については、この限りでない。

８　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、第24条中「前条第１項」とあるのは、「第28条第７項」と読み替えるものとする。

## 第５章　雑則

（口座振替の方法による給与の支給）

第29条　給与は、職員からの申出があったときは、口座振替の方法によって支給することができる。

（給与からの控除）

第 30 条　次に掲げるものは、職員（職員であった者を含む。）に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

(1) 岐阜県職員の互助団体に関する条例（昭和37年岐阜県条例第１号）の適用を受ける互助団体の掛金その他職員給与細則で定める当該互助団体に対する納入金

(2) 公立大学法人岐阜県立看護大学職員宿舎管理規程（平成 22 年規程第 32 号。）第 18 条の規定による宿舎の貸付料

(3) 前２号に掲げるもののほか、法令に別段の定め又は労基法第24条第１項の規定に基づく協定が

ある場合には、当該法令又は協定に定められるもの

（理事長が学長の職を兼ねる場合の給与）

第 31 条　理事長が学長の職を兼ね、役員としての報酬の支給を受ける場合は、職員としての給与は支給しない。

（派遣職員の給与）

第31条の２　岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岐阜県条例第42号）に基づき、岐阜県から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号）その他岐阜県の関係規程の定めるところによる。

（委任）

第 32 条　この規程に定めるもののほか、職員の給与に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。

（承継職員に係る経過措置）

２　地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第２項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）で、この規程によるその者の受ける給料月額がこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年岐阜県条例第６号。以下「平成 18 年改正給与条例」という。）附則第７項から第９項までの規定により給料として支給されていた額（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成 21 年岐阜県条例第 69 号）の施行の日において同条例附則第２項第１号に規定する減額改定対象職員であった者にあっては、その額に 100 分の 99.34 を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

３　新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて給料を支給する。

４　前２項の規定による給料を支給される職員に関する第 10 条第２項及び第 23 条第４項（第 26 条第４項の規定において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第 10 条第２項及び第 23 条第４項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第２項及び第３項の規定による給料の額との合計額」とする。

５　承継職員で、施行日の前日において岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 19 年岐阜県人事委員会規則第５号）附則第２項の規定により算定された額を管理職手当として支給されているものは、第 13 条の規定にかかわらず、施行日から平成 23 年３月 31 日までの間に限り、引き続き同項の規定により算定された額を管理職手当として支給する。

６　承継職員に係る管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人設立直前に給与条例その他岐阜県の関係規程に基づき岐阜県知事により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

附　則（平成 22 年 11 月 30 日改正）

（施行期日）

１　この規程は、平成 22 年 12 月１日から施行し、改正後の公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第 31 条の２の規定は、同年４月１日以後に岐阜県から法人に派遣された職員の給与について適用する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　平成22年12月に支給する期末手当の額は、新規程第23条第２項から第５項まで（公立大学法人岐阜県立看護大学職員の育児・介護休業等に関する規程（平成22年規程第36号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条第１項から第３項まで、第５項若しくは第７項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)　平成22年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年岐阜県条例第50号）第７条の規定による改正前の平成18年改正給与条例附則第７項から第９項までの規定による給料を支給される職員として公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程（平成22年規程10号。以下「給与規程」という。）附則第２項の適用を受ける職員を除く。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「調整対象職員」という。）となった者（同年４月１日に調整対象職員であった者で雇用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その調整対象職員となった日）において調整対象職員が受けるべき給料（公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与の特例に関する規程（平成22年規程第11号）の規定を適用し、支給されるべき給料をいう。）、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第18条第２項に規定する職員給与細則で定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.23を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数（同年４月１日から同年11月30日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

| 給料表 | 職務の級 | 号給 |
|---|---|---|
| 事務職給料表 | １級 | １号給から９３号給まで |
| | ２級 | １号給から６４号給まで |
| | ３級 | １号給から４８号給まで |
| | ４級 | １号給から３２号給まで |
| | ５級 | １号給から２４号給まで |
| | ６級 | １号給から１６号給まで |
| | ７級 | １号給から４号給まで |
| 教育職給料表 | １級 | １号給から８８号給まで |
| | ２級 | １号給から７２号給まで |
| | ３級 | １号給から５２号給まで |
| | ４級 | １号給から４０号給まで |
| | ５級 | １号給から１２号給まで |

(2)　平成22年６月１日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.23を乗じて得た額

附　則（平成 23 年３月 28 日改正）

この規程は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則（平成 23 年 11 月 30 日改正）

（施行期日）

1　この規程は、平成 23 年 12 月１日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　平成23年12月に支給する期末手当の額は、給与規程第23条第２項から第５項まで（公立大学法人岐阜県立看護大学職員の育児・介護休業等に関する規程（平成22年規程第36号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条第１項から第３項まで、第５項若しくは第７項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)　平成23年４月１日において、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年岐阜県条例第43号）第４条の規定による改正前の平成18年改正給与条例附則第７項から第９項までの規定による給料を支給される職員として給与規程附則第２項の適用を受けない職員に限る。）以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）が受けるべき給料（公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与の特例に関する規程（平成22年規程第11号）の規定を適用し、支給されるべき給料をいう。）、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第18条第２項に規定する職員給与細則で定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数（同年４月１日から同年11月30日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

| 給料表 | 職務の級 | 号給 |
|---|---|---|
| 事務職給料表 | １級 | １号給から93号給まで |
| | ２級 | １号給から76号給まで |
| | ３級 | １号給から60号給まで |
| | ４級 | １号給から44号給まで |
| | ５級 | １号給から36号給まで |
| | ６級 | １号給から28号給まで |
| | ７級 | １号給から16号給まで |
| | ８級 | １号給から４号給まで |
| 教育職給料表 | １級 | １号給から100号給まで |
| | ２級 | １号給から84号給まで |
| | ３級 | １号給から64号給まで |
| | ４級 | １号給から52号給まで |
| | ５級 | １号給から24号給まで |

(2)　平成23年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（委任）

3　前項に定めるもののほか、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成 25 年 12 月 10 日改正）

この規程は、平成 26 年１月１日から施行する。

附　則（平成26年３月25日改正）

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年１月14日改正）

１　この規程は、平成27年１月21日から施行する。

２　改正後の第５条の規定は、平成26年４月１日から適用し、改正後の第26条の規定は、平成26年12月１日から適用する。

附　則（平成27年３月23日改正）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４日14日改正）

１　この規程は、平成27年４月21日から施行する。

２　平成27年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

３　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。

４　前二項の規定による給料を支給される職員に関する規程第10条第２項、第13条第２項及び第23条第４項（規程第26条第４項において準用する場合及び公立大学法人岐阜県立看護大学職員の育児・介護休業等に関する規程（平成22年規程第36号）第17条の規程により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、規程第10条第２項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と平成27年４月14日改正規程附則第２項及び第３項に定める給料の額との合計額」と、規程第13条第２項及び第23条第４項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成27年４月14日改正規程附則第２項及び第３項に定める給料の額との合計額」とする。

附　則（平成27年６月25日改正）

この規程は、平成27年６月１日から施行する。

附　則（平成28年３月24日改正）

１　この規程は、平成28年４月1日から施行し、改正後の第５条の規定は平成27年4月1日から、第26条の規定は、平成27年12月１日からそれぞれ適用する。

２　平成27年12月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第26条の規定にかかわらず、同条第２項中「80.0」とあるのは、「85.0」と、「100.0」とあるのは「105.0」とそれぞれ読み替えるものとする。

３　平成28年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

４　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。

５　前二項の規定による給料を支給される職員に関する規程第10条第２項、第13条第２項及び第23条第４項（規程第26条第４項において準用する場合及び公立大学法人岐阜県立看護大学職員の育児・介護休業等に関する規程（平成22年規程第36号）第17条の規程により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、規程第10条第２項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と平成28年３月24日改正規程附則第３項及び第４項に定める給料の額との合計額」と、規程第13条第２項及び第23条第４項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成28年３月24日改正規程附則第３項及び第４項に定める給料の額との合計額」とする。

附　則（平成 28 年６月 29 日改正）

この規程は、平成 28 年６月 29 日から施行し、改正後の規定は平成 28 年４月１日から適用する。

附　則（平成 28 年 12 月 22 日改正）

1　この規程は、平成 29 年１月１日から施行し、改正後の第５条の規定は平成 28 年４月１日から、第 26 条の規定は、平成 28 年 12 月１日からそれぞれ適用する。

2　平成 28 年 12 月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、同条第２項中「85.0」とあるのは、「90.0」と、「105.0」とあるのは「110.0」と、「50.0」とあるのは「52.5」とそれぞれ読み替えるものとする。

3　平成 29 年１月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。

5　前二項の規定による給料を支給される職員に関する規程第 10 条第２項、第 13 条第２項及び第 23 条第４項（規程第 26 条第４項において準用する場合及び公立大学法人岐阜県立看護大学職員の育児・介護休業等に関する規程（平成 22 年規程第 36 号）第 17 条の規程により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、規程第 10 条第２項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と平成 28 年 12 月 22 日改正規程附則第３項及び第４項に定める給料の額との合計額」と、規程第 13 条第２項及び第 23 条第４項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成 28 年 12 月 22 日改正規程附則第３項及び第４項に定める給料の額との合計額」とする。

附　則（平成 30 年３月 27 日改正）

1　この規程は、平成 30 年４月１日から施行し、改正後の第５条の規定は平成 29 年４月１日から、第 26 条の規定は、平成 29 年 12 月１日からそれぞれ適用する。

2　平成 29 年 12 月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、同条第２項中「90.0」とあるのは、「95.0」と、「110.0」とあるのは「115.0」と、「52.5」とあるのは「55.0」とそれぞれ読み替えるものとする。

3　平成 30 年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。

5　前二項の規定による給料を支給される職員に関する規程第 10 条第２項、第 13 条第２項及び第 23 条第４項（規程第 26 条第４項において準用する場合及び公立大学法人岐阜県立看護大学職員の育児・介護休業等に関する規程（平成 22 年規程第 36 号）第 17 条の規程により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、規程第 10 条第２項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と平成 30 年３月 27 日改正規程附則第３項及び第４項に定める給料の額との合計額」と、規程第 13 条第２項及び第 23 条第４項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成 30 年３月 27 日改正規程附則第３項及び第４項に定める給料の額との合計額」とする。

附　則（平成 30 年 12 月 20 日改正）

1　この規程は、平成 30 年 12 月 20 日から施行し、改正後の第５条の規定は平成 30 年４月１日から、改正後の第 23 条の規定は平成 31 年４月１日から、改正後の第 26 条の規定は平成 30 年 12 月１日

からそれぞれ適用する。
2　平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、同条第２項中「92.5」とあるのは、「95.0」と、「112.5」とあるのは「115.0」と、「55.0」とあるのは「57.5」とそれぞれ読み替えるものとする。

附　則（令和元年６月 27 日改正）
1　この規程は、令和元年６月 27 日から施行し、改正後の第 14 条及び第 26 条の規定は平成 31 年４月１日から適用する。
（令和３年３月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）
2　平成 31 年４月１日から令和２年３月 31 日までの間は、改正後の第 14 条第３項の規定の適用については、同項中「前項第１号に該当する扶養親族については 6,500 円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族については 8,200 円」、「同項第２号に該当する扶養親族については１人につき 10,000 円」とあるのは「同項第２号に該当する扶養親族については１人につき 9,000 円」とする。
3　令和２年４月１日から令和３年３月 31 日までの間は、改正後の第 14 条第３項の規定の適用については、同項中「前項第１号に該当する扶養親族については 6,500 円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族については 7,200 円」、「同項第２号に該当する扶養親族については１人につき 10,000 円」とあるのは「同項第２号に該当する扶養親族については１人につき 9,500 円」とする。

附　則（令和元年 12 月 25 日改正）
1　この規程は、令和元年 12 月 25 日から施行し、改正後の第５条の規定は令和元年４月１日から、改正後の第 26 条の規定は令和元年 12 月１日からそれぞれ適用する。
2　令和元年12月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第26条の規定にかかわらず、同条第２項中「95.0」とあるのは、「97.5」と、「115.0」とあるのは「117.5」とそれぞれ読み替えるものとする。

附　則（令和２年 12 月１日改正）
1　この規程は、令和２年 12 月１日から施行する。
2　令和２年12月に支給する期末手当の支給割合については、改正後の第23条の規定にかかわらず、同条第２項中「127.5」とあるのは、「125.0」と、「107.5」とあるのは「105.0」とそれぞれ読み替えるものとする。

附　則（令和３年 12 月１日改正）
1　この規程は、令和３年 12 月１日から施行する。
2　令和３年12月に支給する期末手当の支給割合については、改正後の第23条の規定にかかわらず、同条第２項中「120.0」とあるのは、「112.5」と、「100.0」とあるのは「92.5」と、「57.5」とあるのは「52.5」とそれぞれ読み替えるものとする。

附　則（令和４年 12 月 23 日改正）
1　この規程は、令和４年 12 月 23 日から施行し、改正後の第５条の規定は令和４年４月１日から、改正後の第 26 条の規定は令和４年 12 月１日からそれぞれ適用する。
2　令和４年12月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第26条の規定にかかわらず、同条第２項中「100.0」とあるのは「105.0」と、「120.0」とあるのは「125.0」と、「57.5」とあるのは「60.0」とそれぞれ読み替えるものとする。

附　則（令和５年 12 月 21 日改正）
1　この規程は、令和５年 12 月 21 日から施行し、改正後の第５条の規定は令和５年４月１日から、

改正後の第23条及び第26条の規定は令和５年12月１日からそれぞれ適用する。
2　令和５年12月に支給する期末手当の支給割合については、改正後の第23条の規定にかかわらず、同条第２項中「122.5」とあるのは「125.0」と、「102.5」とあるのは「105.0」と、「58.75」とあるのは「60.0」とそれぞれ読み替えるものとする。
3　令和５年12月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第26条の規定にかかわらず、同条第２項中「102.5」とあるのは「105.0」と、「122.5」とあるのは「125.0」と、「58.75」とあるのは「60.0」とそれぞれ読み替えるものとする。

附　則（令和６年12月25日改正）
1　この規程は、令和６年12月25日から施行し、改正後の第５条の規定は令和６年４月１日から、改正後の第23条及び第26条の規定は令和６年12月１日からそれぞれ適用する。
2　令和６年12月に支給する期末手当の支給割合については、改正後の第23条の規定にかかわらず、同条第２項中「125.0」とあるのは「127.5」と、「105.0」とあるのは「107.5」と、「60.0」とあるのは「61.25」とそれぞれ読み替えるものとする。
3　令和６年12月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第26条の規定にかかわらず、同条第２項中「105.0」とあるのは「107.5」と、「125.0」とあるのは「127.5」と、「60.0」とあるのは「61.25」とそれぞれ読み替えるものとする。

附　則（令和７年３月24日改正）
1　この規程は、令和７年４月１日から施行する。
2　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において別表第１及び別表第２の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
3　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び初任給、昇格、昇給等細則の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、初任給、昇格、昇給等細則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
4　切替日から令和８年３月31日までの間における第１条の規定による改正後の給与規程第14条の規定の適用については、同条第２項中「４　重度心身障害者」とあるのは「４　重度心身障害者　５　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第３項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第５号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附　則（令和７年12月24日改正）
1　この規程は、令和７年12月24日から施行し、改正後の第５条、第７条及び第17条の規定は令和７年４月１日から、改正後の第23条及び第26条の規定は令和７年12月１日からそれぞれ適用する。
2　令和７年12月に支給する期末手当の支給割合については、改正後の第23条の規定にかかわらず、同条第２項中「126.25」とあるのは「127.5」と、「106.25」とあるのは「107.5」と、「61.25」とあるのは「62.5」とそれぞれ読み替えるものとする。
3　令和７年12月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第26条の規定にかかわらず、同条第２項中「106.25」とあるのは「107.5」と、「126.25」とあるのは「127.5」と、「61.25」とあるのは「62.5」とそれぞれ読み替えるものとする。

附　則（令和８年３月 25 日改正）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附則別表　号給の切替表

事務職給料表の適用を受ける職員の新号給

| 旧号給 | 職　務　の　級 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 | ７級 | ８級 | ９級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 6 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 11 | 7 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 12 | 8 | 4 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 13 | 9 | 5 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 14 | 10 | 6 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 15 | 11 | 7 | 7 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 16 | 12 | 8 | 8 | 4 | 1 | 1 | 1 |
| 17 | 13 | 9 | 9 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| 18 | 14 | 10 | 10 | 6 | 2 | 1 | 2 |
| 19 | 15 | 11 | 11 | 7 | 3 | 1 | 2 |
| 20 | 16 | 12 | 12 | 8 | 4 | 1 | 2 |
| 21 | 17 | 13 | 13 | 9 | 5 | 1 | 2 |
| 22 | 18 | 14 | 14 | 10 | 6 | 1 | 2 |
| 23 | 19 | 15 | 15 | 11 | 7 | 1 | 3 |
| 24 | 20 | 16 | 16 | 12 | 8 | 2 | 3 |
| 25 | 21 | 17 | 17 | 13 | 9 | 2 | 3 |
| 26 | 22 | 18 | 18 | 14 | 10 | 2 | 3 |
| 27 | 23 | 19 | 19 | 15 | 11 | 2 | 4 |
| 28 | 24 | 20 | 20 | 16 | 12 | 3 | 4 |
| 29 | 25 | 21 | 21 | 17 | 13 | 3 | 4 |
| 30 | 26 | 22 | 22 | 18 | 14 | 3 | 4 |
| 31 | 27 | 23 | 23 | 19 | 15 | 3 | 5 |
| 32 | 28 | 24 | 24 | 20 | 16 | 3 | 5 |
| 33 | 29 | 25 | 25 | 21 | 17 | 3 | 5 |
| 34 | 30 | 26 | 26 | 22 | 18 | 4 | 5 |
| 35 | 31 | 27 | 27 | 23 | 19 | 4 | 6 |
| 36 | 32 | 28 | 28 | 24 | 20 | 4 | 6 |
| 37 | 33 | 29 | 29 | 25 | 21 | 4 | 6 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 38 | 34 | 30 | 30 | 26 | 22 | 4 | 6 |
| 39 | 35 | 31 | 31 | 27 | 23 | 4 | 6 |
| 40 | 36 | 32 | 32 | 28 | 24 | 4 | 7 |
| 41 | 37 | 33 | 33 | 29 | 25 | 4 | 7 |
| 42 | 38 | 34 | 34 | 30 | 26 | 5 | |
| 43 | 39 | 35 | 35 | 31 | 27 | 5 | |
| 44 | 40 | 36 | 36 | 32 | 28 | 5 | |
| 45 | 41 | 37 | 37 | 33 | 29 | 5 | |
| 46 | 42 | 38 | 38 | 34 | 30 | | |
| 47 | 43 | 39 | 39 | 35 | 31 | | |
| 48 | 44 | 40 | 40 | 36 | 32 | | |
| 49 | 45 | 41 | 41 | 37 | 33 | | |
| 50 | 46 | 42 | 42 | 38 | 34 | | |
| 51 | 47 | 43 | 43 | 39 | 35 | | |
| 52 | 48 | 44 | 44 | 40 | 36 | | |
| 53 | 49 | 45 | 45 | 41 | 37 | | |
| 54 | 50 | 46 | 46 | 42 | 38 | | |
| 55 | 51 | 47 | 47 | 43 | 39 | | |
| 56 | 52 | 48 | 48 | 44 | 40 | | |
| 57 | 53 | 49 | 49 | 45 | 41 | | |
| 58 | 54 | 50 | 50 | 46 | 42 | | |
| 59 | 55 | 51 | 51 | 47 | 43 | | |
| 60 | 56 | 52 | 52 | 48 | 44 | | |
| 61 | 57 | 53 | 53 | 49 | 45 | | |
| 62 | 58 | 54 | 54 | 50 | | | |
| 63 | 59 | 55 | 55 | 51 | | | |
| 64 | 60 | 56 | 56 | 52 | | | |
| 65 | 61 | 57 | 57 | 53 | | | |
| 66 | 62 | 58 | 58 | 54 | | | |
| 67 | 63 | 59 | 59 | 55 | | | |
| 68 | 64 | 60 | 60 | 56 | | | |
| 69 | 65 | 61 | 61 | 57 | | | |
| 70 | 66 | 62 | 62 | 58 | | | |
| 71 | 67 | 63 | 63 | 59 | | | |
| 72 | 68 | 64 | 64 | 60 | | | |
| 73 | 69 | 65 | 65 | 61 | | | |
| 74 | 70 | 66 | 66 | 62 | | | |
| 75 | 71 | 67 | 67 | 63 | | | |
| 76 | 72 | 68 | 68 | 64 | | | |
| 77 | 73 | 69 | 69 | 65 | | | |
| 78 | 74 | 70 | 70 | 66 | | | |
| 79 | 75 | 71 | 71 | 67 | | | |
| 80 | 76 | 72 | 72 | 68 | | | |
| 81 | 77 | 73 | 73 | 69 | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 82 | 78 | 74 | 74 | 70 | | | |
| 83 | 79 | 75 | 75 | 71 | | | |
| 84 | 80 | 76 | 76 | 72 | | | |
| 85 | 81 | 77 | 77 | 73 | | | |
| 86 | 82 | 78 | 78 | | | | |
| 87 | 83 | 79 | 79 | | | | |
| 88 | 84 | 80 | 80 | | | | |
| 89 | 85 | 81 | 81 | | | | |
| 90 | 86 | 82 | 82 | | | | |
| 91 | 87 | 83 | 83 | | | | |
| 92 | 88 | 84 | 84 | | | | |
| 93 | 89 | 85 | 85 | | | | |
| 94 | 90 | 86 | | | | | |
| 95 | 91 | 87 | | | | | |
| 96 | 92 | 88 | | | | | |
| 97 | 93 | 89 | | | | | |
| 98 | 94 | | | | | | |
| 99 | 95 | | | | | | |
| 100 | 96 | | | | | | |
| 101 | 97 | | | | | | |
| 102 | 98 | | | | | | |
| 103 | 99 | | | | | | |
| 104 | 100 | | | | | | |
| 105 | 101 | | | | | | |
| 106 | 102 | | | | | | |
| 107 | 103 | | | | | | |
| 108 | 104 | | | | | | |
| 109 | 105 | | | | | | |
| 110 | 106 | | | | | | |
| 111 | 107 | | | | | | |
| 112 | 108 | | | | | | |
| 113 | 109 | | | | | | |
| 114 | 110 | | | | | | |
| 115 | 111 | | | | | | |
| 116 | 112 | | | | | | |
| 117 | 113 | | | | | | |

教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

| 旧号給 | 職　務　の　級 | | |
|---|---|---|---|
| | 3級 | 4級 | 5級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 1 | 1 | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 5 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 1 | 1 | 1 |
| 11 | 1 | 1 | 1 |
| 12 | 1 | 1 | 1 |
| 13 | 1 | 1 | 1 |
| 14 | 2 | 1 | 1 |
| 15 | 3 | 1 | 1 |
| 16 | 4 | 1 | 1 |
| 17 | 5 | 1 | 1 |
| 18 | 6 | 2 | 1 |
| 19 | 7 | 3 | 1 |
| 20 | 8 | 4 | 1 |
| 21 | 9 | 5 | 1 |
| 22 | 10 | 6 | 1 |
| 23 | 11 | 7 | 1 |
| 24 | 12 | 8 | 1 |
| 25 | 13 | 9 | 2 |
| 26 | 14 | 10 | 2 |
| 27 | 15 | 11 | 2 |
| 28 | 16 | 12 | 2 |
| 29 | 17 | 13 | 3 |
| 30 | 18 | 14 | 3 |
| 31 | 19 | 15 | 3 |
| 32 | 20 | 16 | 3 |
| 33 | 21 | 17 | 4 |
| 34 | 22 | 18 | 4 |
| 35 | 23 | 19 | 4 |
| 36 | 24 | 20 | 4 |
| 37 | 25 | 21 | 5 |
| 38 | 26 | 22 | 5 |
| 39 | 27 | 23 | 5 |
| 40 | 28 | 24 | 5 |
| 41 | 29 | 25 | 6 |
| 42 | 30 | 26 | 6 |
| 43 | 31 | 27 | 6 |
| 44 | 32 | 28 | 6 |
| 45 | 33 | 29 | 7 |
| 46 | 34 | 30 | 7 |
| 47 | 35 | 31 | 7 |
| 48 | 36 | 32 | 7 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 49 | 37 | 33 | 8 |
| 50 | 38 | 34 | 8 |
| 51 | 39 | 35 | 8 |
| 52 | 40 | 36 | 8 |
| 53 | 41 | 37 | 9 |
| 54 | 42 | 38 | 9 |
| 55 | 43 | 39 | 9 |
| 56 | 44 | 40 | 9 |
| 57 | 45 | 41 | 10 |
| 58 | 46 | 42 | 10 |
| 59 | 47 | 43 | 10 |
| 60 | 48 | 44 | 10 |
| 61 | 49 | 45 | 11 |
| 62 | 50 | 46 | 11 |
| 63 | 51 | 47 | 11 |
| 64 | 52 | 48 | 11 |
| 65 | 53 | 49 | 11 |
| 66 | 54 | 50 | 12 |
| 67 | 55 | 51 | 12 |
| 68 | 56 | 52 | 12 |
| 69 | 57 | 53 | 12 |
| 70 | 58 | 54 | 12 |
| 71 | 59 | 55 | 13 |
| 72 | 60 | 56 | 13 |
| 73 | 61 | 57 | 13 |
| 74 | 62 | 58 | 13 |
| 75 | 63 | 59 | 13 |
| 76 | 64 | 60 | 14 |
| 77 | 65 | 61 | 14 |
| 78 | 66 | 62 | 14 |
| 79 | 67 | 63 | 14 |
| 80 | 68 | 64 | 14 |
| 81 | 69 | 65 | 15 |
| 82 | 70 | 66 | |
| 83 | 71 | 67 | |
| 84 | 72 | 68 | |
| 85 | 73 | 69 | |
| 86 | 74 | 70 | |
| 87 | 75 | 71 | |
| 88 | 76 | 72 | |
| 89 | 77 | 73 | |
| 90 | 78 | 74 | |
| 91 | 79 | 75 | |
| 92 | 80 | 76 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 93 | 81 | 77 | |
| 94 | 82 | 78 | |
| 95 | 83 | 79 | |
| 96 | 84 | 80 | |
| 97 | 85 | 81 | |
| 98 | 86 | 82 | |
| 99 | 87 | 83 | |
| 100 | 88 | 84 | |
| 101 | 89 | 85 | |
| 102 | 90 | | |
| 103 | 91 | | |
| 104 | 92 | | |
| 105 | 93 | | |
| 106 | 94 | | |
| 107 | 95 | | |
| 108 | 96 | | |
| 109 | 97 | | |
| 110 | 98 | | |
| 111 | 99 | | |
| 112 | 100 | | |
| 113 | 101 | | |
| 114 | 102 | | |
| 115 | 103 | | |
| 116 | 104 | | |
| 117 | 105 | | |

別表第１（第５条関係）

事務職給料表

| 職員の区分 | 職務の級 / 号給 | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 | ７級 | ８級 | ９級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 198,400 | 245,600 | 280,800 | 315,300 | 338,600 | 373,500 | 428,600 | 480,700 | 535,200 |
| | 2 | 199,600 | 246,900 | 281,800 | 316,900 | 340,400 | 375,300 | 430,500 | 486,000 | 542,000 |
| | 3 | 200,800 | 248,400 | 282,900 | 318,300 | 342,300 | 376,900 | 432,400 | 490,900 | 547,200 |
| | 4 | 201,900 | 249,800 | 283,900 | 319,700 | 344,000 | 378,600 | 434,300 | 495,800 | 551,500 |
| | 5 | 203,000 | 251,200 | 284,900 | 321,100 | 345,700 | 380,200 | 436,100 | 499,800 | 554,900 |
| | 6 | 204,700 | 252,700 | 286,000 | 322,200 | 347,500 | 382,000 | 437,900 | 503,200 | 558,200 |
| | 7 | 206,400 | 254,100 | 286,900 | 323,300 | 349,200 | 383,600 | 439,800 | 506,100 | 561,100 |
| | 8 | 208,000 | 255,600 | 287,900 | 324,500 | 350,900 | 385,200 | 441,700 | 508,600 | 563,600 |
| | 9 | 209,500 | 257,000 | 289,000 | 325,700 | 352,500 | 386,600 | 443,300 | 510,600 | 565,600 |
| | 10 | 211,200 | 258,200 | 290,000 | 327,400 | 354,300 | 388,200 | 444,800 | | |
| | 11 | 212,900 | 259,600 | 291,000 | 329,000 | 356,000 | 389,800 | 446,400 | | |
| | 12 | 214,500 | 260,900 | 292,100 | 330,700 | 357,600 | 391,400 | 447,900 | | |
| | 13 | 216,000 | 262,100 | 293,100 | 332,100 | 359,200 | 393,200 | 449,400 | | |
| | 14 | 217,700 | 263,400 | 294,400 | 333,700 | 360,800 | 395,200 | 450,700 | | |
| | 15 | 219,500 | 264,700 | 295,800 | 335,400 | 362,500 | 397,100 | 452,000 | | |
| | 16 | 221,200 | 265,900 | 297,000 | 337,000 | 364,000 | 398,900 | 453,300 | | |
| 職員就業規則第25条及び第25条の２に定める職員以外の職員 | 17 | 222,400 | 267,000 | 298,400 | 338,500 | 365,400 | 400,500 | 454,500 | | |
| | 18 | 224,100 | 268,200 | 299,700 | 340,200 | 367,200 | 402,300 | 455,800 | | |
| | 19 | 225,700 | 269,300 | 300,900 | 341,800 | 368,800 | 404,000 | 457,100 | | |
| | 20 | 227,200 | 270,400 | 302,200 | 343,500 | 370,500 | 405,700 | 458,300 | | |
| | 21 | 228,700 | 271,400 | 303,200 | 344,900 | 371,700 | 407,400 | 459,500 | | |
| | 22 | 230,400 | 272,400 | 304,400 | 346,700 | 373,200 | 408,800 | 460,300 | | |
| | 23 | 232,000 | 273,400 | 305,700 | 348,400 | 374,700 | 410,300 | 461,100 | | |
| | 24 | 233,700 | 274,500 | 307,000 | 350,000 | 376,300 | 411,700 | 461,900 | | |
| | 25 | 235,300 | 275,500 | 308,300 | 351,300 | 378,000 | 413,200 | 462,500 | | |
| | 26 | 237,100 | 276,400 | 309,300 | 353,200 | 379,800 | 414,400 | 463,100 | | |
| | 27 | 238,500 | 277,200 | 310,300 | 355,000 | 381,400 | 415,600 | 463,700 | | |
| | 28 | 239,800 | 278,200 | 311,400 | 356,600 | 383,100 | 416,700 | 464,300 | | |
| | 29 | 241,200 | 279,000 | 312,500 | 358,100 | 384,600 | 417,700 | 465,000 | | |
| | 30 | 242,300 | 279,800 | 313,700 | 359,800 | 385,900 | 418,900 | 465,800 | | |
| | 31 | 243,400 | 280,600 | 314,900 | 361,400 | 387,100 | 420,000 | 466,400 | | |
| | 32 | 244,500 | 281,400 | 316,100 | 363,100 | 388,500 | 421,200 | 467,100 | | |
| | 33 | 245,600 | 282,100 | 317,200 | 364,800 | 389,800 | 421,900 | 467,500 | | |
| | 34 | 246,500 | 282,900 | 318,600 | 366,600 | 390,700 | 422,600 | 468,000 | | |
| | 35 | 247,500 | 283,700 | 319,900 | 368,500 | 391,700 | 423,200 | 468,400 | | |
| | 36 | 248,500 | 284,400 | 321,200 | 370,300 | 392,700 | 423,900 | 468,800 | | |
| | 37 | 249,500 | 285,200 | 322,500 | 371,800 | 393,500 | 424,500 | 469,200 | | |
| | 38 | 250,400 | 286,100 | 323,800 | 373,300 | 394,400 | 425,200 | 469,500 | | |
| | 39 | 251,400 | 286,800 | 325,100 | 374,700 | 395,300 | 425,700 | 469,800 | | |
| | 40 | 252,200 | 287,600 | 326,500 | 376,100 | 396,100 | 426,200 | 470,100 | | |
| | 41 | 253,000 | 288,300 | 327,800 | 377,700 | 397,000 | 426,500 | 470,400 | | |
| | 42 | 253,700 | 289,000 | 329,000 | 378,500 | 397,800 | 426,700 | 470,800 | | |
| | 43 | 254,400 | 289,700 | 330,400 | 379,400 | 398,600 | 427,000 | 471,100 | | |
| | 44 | 255,000 | 290,400 | 331,500 | 380,400 | 399,300 | 427,300 | 471,400 | | |

| 職員の区分 | 職務の級 / 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 職員就業規則第25条及び第25条の3に定める職員以外の職員 | 45 | 255,700 | 291,000 | 332,400 | 381,300 | 400,000 | 427,600 | 471,700 | | |
| | 46 | 256,300 | 291,700 | 333,800 | 382,400 | 400,700 | 428,000 | | | |
| | 47 | 257,000 | 292,400 | 335,100 | 383,400 | 401,400 | 428,300 | | | |
| | 48 | 257,600 | 293,000 | 336,400 | 384,400 | 402,100 | 428,600 | | | |
| | 49 | 258,100 | 293,700 | 337,600 | 385,300 | 402,600 | 428,800 | | | |
| | 50 | 258,700 | 294,400 | 338,900 | 386,000 | 403,200 | 429,100 | | | |
| | 51 | 259,400 | 295,100 | 340,100 | 386,700 | 403,900 | 429,300 | | | |
| | 52 | 259,900 | 295,800 | 341,400 | 387,300 | 404,600 | 429,600 | | | |
| | 53 | 260,300 | 296,300 | 342,700 | 387,800 | 405,000 | 429,800 | | | |
| | 54 | 260,700 | 297,000 | 343,700 | 388,400 | 405,600 | 430,100 | | | |
| | 55 | 261,000 | 297,600 | 344,800 | 389,000 | 406,200 | 430,400 | | | |
| | 56 | 261,400 | 298,300 | 345,900 | 389,700 | 406,700 | 430,700 | | | |
| | 57 | 261,700 | 298,900 | 346,700 | 390,000 | 407,200 | 430,900 | | | |
| | 58 | 262,000 | 299,600 | 347,600 | 390,700 | 407,800 | 431,200 | | | |
| | 59 | 262,300 | 300,200 | 348,300 | 391,400 | 408,400 | 431,500 | | | |
| | 60 | 262,600 | 300,900 | 349,100 | 392,000 | 408,900 | 431,700 | | | |
| | 61 | 263,000 | 301,500 | 349,900 | 392,400 | 409,300 | 431,900 | | | |
| | 62 | 263,300 | 302,100 | 350,300 | 392,900 | 409,800 | 432,200 | | | |
| | 63 | 263,600 | 302,700 | 350,900 | 393,500 | 410,400 | 432,500 | | | |
| | 64 | 263,900 | 303,200 | 351,600 | 394,100 | 411,000 | 432,700 | | | |
| | 65 | 264,200 | 303,700 | 352,400 | 394,500 | 411,300 | 432,900 | | | |
| | 66 | 264,500 | 304,300 | 353,100 | 395,100 | 411,600 | 433,200 | | | |
| | 67 | 264,900 | 304,900 | 353,800 | 395,800 | 411,900 | 433,500 | | | |
| | 68 | 265,200 | 305,500 | 354,400 | 396,400 | 412,300 | 433,700 | | | |
| | 69 | 265,500 | 305,900 | 354,900 | 396,800 | 412,600 | 433,900 | | | |
| | 70 | 265,800 | 306,400 | 355,500 | 397,300 | 412,900 | 434,200 | | | |
| | 71 | 266,100 | 306,900 | 356,100 | 397,900 | 413,200 | 434,500 | | | |
| | 72 | 266,500 | 307,500 | 356,700 | 398,400 | 413,400 | 434,700 | | | |
| | 73 | 266,800 | 308,000 | 357,000 | 398,900 | 413,600 | 434,900 | | | |
| | 74 | 267,100 | 308,400 | 357,500 | 399,500 | 413,900 | | | | |
| | 75 | 267,400 | 308,800 | 357,800 | 400,000 | 414,200 | | | | |
| | 76 | 267,700 | 309,100 | 358,200 | 400,400 | 414,400 | | | | |
| | 77 | 268,000 | 309,300 | 358,600 | 400,700 | 414,600 | | | | |
| | 78 | 268,300 | 309,600 | 359,100 | 401,100 | 414,900 | | | | |
| | 79 | 268,700 | 309,800 | 359,600 | 401,500 | 415,200 | | | | |
| | 80 | 269,000 | 310,100 | 360,100 | 401,900 | 415,400 | | | | |
| | 81 | 269,300 | 310,300 | 360,500 | 402,300 | 415,600 | | | | |
| | 82 | 269,600 | 310,500 | 360,900 | 402,800 | 415,900 | | | | |
| | 83 | 269,900 | 310,800 | 361,300 | 403,200 | 416,200 | | | | |
| | 84 | 270,200 | 311,000 | 361,700 | 403,600 | 416,400 | | | | |
| | 85 | 270,500 | 311,300 | 362,000 | 403,900 | 416,600 | | | | |
| | 86 | 270,800 | 311,500 | 362,400 | 404,400 | | | | | |
| | 87 | 271,200 | 311,800 | 362,800 | 404,800 | | | | | |
| | 88 | 271,500 | 312,100 | 363,200 | 405,200 | | | | | |
| | 89 | 271,800 | 312,400 | 363,400 | 405,500 | | | | | |
| | 90 | 272,100 | 312,700 | 363,800 | | | | | | |
| | 91 | 272,400 | 313,100 | 364,200 | | | | | | |
| | 92 | 272,700 | 313,400 | 364,600 | | | | | | |

| 職員の区分 | 職務の級 / 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 職員就業規則第25条及び第25条の2に定める職員以外の職員 | 93 | 273,000 | 313,600 | 364,800 | | | | | | |
| | 94 | | 313,900 | 365,100 | | | | | | |
| | 95 | | 314,200 | 365,600 | | | | | | |
| | 96 | | 314,600 | 365,900 | | | | | | |
| | 97 | | 314,800 | 366,200 | | | | | | |
| | 98 | | 315,100 | 366,600 | | | | | | |
| | 99 | | 315,400 | 367,000 | | | | | | |
| | 100 | | 315,800 | 367,400 | | | | | | |
| | 101 | | 316,000 | 367,900 | | | | | | |
| | 102 | | 316,300 | 368,300 | | | | | | |
| | 103 | | 316,600 | 368,700 | | | | | | |
| | 104 | | 316,900 | 369,100 | | | | | | |
| | 105 | | 317,100 | 369,600 | | | | | | |
| | 106 | | 317,400 | 370,000 | | | | | | |
| | 107 | | 317,700 | 370,300 | | | | | | |
| | 108 | | 318,000 | 370,600 | | | | | | |
| | 109 | | 318,200 | 371,000 | | | | | | |
| | 110 | | 318,500 | 371,400 | | | | | | |
| | 111 | | 318,900 | 371,700 | | | | | | |
| | 112 | | 319,200 | 372,000 | | | | | | |
| | 113 | | 319,400 | 372,500 | | | | | | |
| | 114 | | 319,600 | | | | | | | |
| | 115 | | 319,900 | | | | | | | |
| | 116 | | 320,300 | | | | | | | |
| | 117 | | 320,500 | | | | | | | |
| | 118 | | 320,700 | | | | | | | |
| | 119 | | 321,000 | | | | | | | |
| | 120 | | 321,300 | | | | | | | |
| | 121 | | 321,600 | | | | | | | |
| | 122 | | 321,800 | | | | | | | |
| | 123 | | 322,100 | | | | | | | |
| | 124 | | 322,400 | | | | | | | |
| | 125 | | 322,800 | | | | | | | |
| 職員就業規則第25条及び第25条の2に定める職員 | | 203,900 | 232,000 | 274,500 | 295,400 | 311,300 | 338,000 | 381,700 | 416,800 | 471,000 |

備考　この表は、法人に勤務する職員のうち、教員等を除く職員に適用する。

別表第２（第５条関係）

教育職給料表

| 職務の級 / 号給 | １ 級 | ２ 級 | ３ 級 | ４ 級 | ５ 級 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 234,200 | 279,800 | 360,100 | 415,400 | 489,200 |
| 2 | 236,800 | 282,000 | 361,700 | 417,100 | 497,500 |
| 3 | 239,200 | 284,200 | 363,400 | 418,400 | 506,200 |
| 4 | 241,700 | 286,100 | 364,900 | 419,700 | 514,800 |
| 5 | 244,100 | 288,000 | 366,400 | 420,900 | 523,200 |
| 6 | 246,600 | 289,500 | 368,100 | 421,900 | 531,000 |
| 7 | 249,100 | 291,000 | 369,700 | 422,900 | 538,500 |
| 8 | 251,700 | 292,600 | 371,300 | 423,800 | 545,800 |
| 9 | 254,100 | 294,400 | 372,800 | 424,700 | 552,700 |
| 10 | 256,000 | 296,400 | 374,800 | 425,800 | 558,000 |
| 11 | 257,800 | 298,200 | 376,900 | 426,900 | 562,700 |
| 12 | 259,700 | 300,200 | 378,800 | 428,000 | 567,000 |
| 13 | 261,500 | 302,200 | 380,700 | 429,000 | 570,200 |
| 14 | 263,100 | 304,300 | 382,500 | 430,200 | 573,000 |
| 15 | 264,700 | 306,300 | 384,100 | 431,200 | 575,800 |
| 16 | 266,200 | 308,400 | 385,500 | 432,300 | 578,200 |
| 17 | 267,800 | 310,300 | 386,800 | 433,300 | 580,200 |
| 18 | 269,200 | 312,900 | 388,300 | 434,400 | |
| 19 | 270,500 | 315,600 | 389,500 | 435,600 | |
| 20 | 272,000 | 318,300 | 390,900 | 436,700 | |
| 21 | 273,300 | 320,900 | 392,200 | 437,800 | |
| 22 | 274,600 | 323,400 | 393,400 | 438,900 | |
| 23 | 276,100 | 325,800 | 394,600 | 440,100 | |
| 24 | 277,400 | 328,100 | 395,800 | 441,200 | |
| 25 | 279,000 | 330,300 | 396,900 | 442,100 | |
| 26 | 280,600 | 332,400 | 398,300 | 443,200 | |
| 27 | 282,200 | 334,400 | 399,600 | 444,300 | |
| 28 | 283,900 | 336,500 | 401,000 | 445,300 | |
| 29 | 285,400 | 338,500 | 402,200 | 446,200 | |
| 30 | 287,200 | 340,500 | 403,500 | 447,300 | |
| 31 | 288,900 | 342,400 | 404,800 | 448,400 | |
| 32 | 290,800 | 344,400 | 406,100 | 449,500 | |
| 33 | 292,600 | 346,200 | 407,300 | 450,600 | |
| 34 | 293,800 | 348,200 | 408,500 | 451,800 | |
| 35 | 295,000 | 350,100 | 409,800 | 452,900 | |
| 36 | 296,200 | 352,100 | 410,900 | 454,100 | |
| 37 | 297,200 | 353,800 | 411,900 | 454,900 | |
| 38 | 298,200 | 355,100 | 413,200 | 455,800 | |
| 39 | 299,300 | 356,200 | 414,300 | 456,700 | |
| 40 | 300,300 | 357,200 | 415,400 | 457,500 | |
| 41 | 301,200 | 357,800 | 416,500 | 458,300 | |
| 42 | 302,400 | 358,200 | 417,700 | 459,200 | |
| 43 | 303,500 | 358,600 | 418,900 | 460,100 | |
| 44 | 304,400 | 359,000 | 420,000 | 460,800 | |
| 45 | 305,400 | 359,500 | 420,900 | 461,500 | |
| 46 | 306,400 | 360,000 | 421,900 | 462,400 | |

| 職務の級 / 号給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 47 | 307,300 | 360,500 | 423,000 | 463,400 | |
| 48 | 308,300 | 360,900 | 423,900 | 464,300 | |
| 49 | 309,200 | 361,200 | 425,100 | 465,100 | |
| 50 | 309,600 | 361,500 | 426,500 | 466,000 | |
| 51 | 310,000 | 361,900 | 427,900 | 467,000 | |
| 52 | 310,500 | 362,200 | 429,200 | 468,000 | |
| 53 | 310,900 | 362,500 | 430,000 | 469,000 | |
| 54 | 311,300 | 362,800 | 431,000 | 470,000 | |
| 55 | 311,600 | 363,200 | 432,100 | 470,900 | |
| 56 | 311,900 | 363,600 | 433,200 | 471,900 | |
| 57 | 312,400 | 363,900 | 434,100 | 472,800 | |
| 58 | 312,800 | 364,300 | 434,800 | 473,700 | |
| 59 | 313,300 | 364,600 | 435,700 | 474,600 | |
| 60 | 313,700 | 365,000 | 436,400 | 475,600 | |
| 61 | 314,000 | 365,300 | 437,100 | 476,400 | |
| 62 | 314,300 | 365,700 | 437,900 | 476,800 | |
| 63 | 314,600 | 366,100 | 438,700 | 477,400 | |
| 64 | 315,000 | 366,400 | 439,300 | 478,000 | |
| 65 | 315,400 | 366,700 | 439,900 | 478,700 | |
| 66 | 315,800 | 367,100 | 440,500 | 479,400 | |
| 67 | 316,200 | 367,500 | 440,900 | 479,900 | |
| 68 | 316,500 | 367,900 | 441,300 | 480,500 | |
| 69 | 316,800 | 368,300 | 441,600 | 480,900 | |
| 70 | 317,100 | 368,600 | 441,900 | 481,300 | |
| 71 | 317,600 | 369,100 | 442,200 | 481,700 | |
| 72 | 318,000 | 369,500 | 442,600 | 482,000 | |
| 73 | 318,300 | 369,800 | 442,900 | 482,300 | |
| 74 | 318,600 | 370,200 | 443,200 | 482,600 | |
| 75 | 319,000 | 370,600 | 443,600 | 482,900 | |
| 76 | 319,400 | 371,000 | 444,000 | 483,200 | |
| 77 | 319,700 | 371,400 | 444,300 | 483,500 | |
| 78 | 320,000 | 371,800 | 444,700 | 483,900 | |
| 79 | 320,400 | 372,200 | 445,100 | 484,200 | |
| 80 | 320,800 | 372,800 | 445,400 | 484,500 | |
| 81 | 321,100 | 373,300 | 445,700 | 484,800 | |
| 82 | 321,400 | 373,900 | 446,100 | 485,200 | |
| 83 | 321,700 | 374,600 | 446,400 | 485,500 | |
| 84 | 322,100 | 375,200 | 446,700 | 485,800 | |
| 85 | 322,400 | 375,800 | 447,000 | 486,100 | |
| 86 | 322,900 | 376,400 | 447,300 | | |
| 87 | 323,300 | 377,000 | 447,500 | | |
| 88 | 323,700 | 377,600 | 447,800 | | |
| 89 | 324,000 | 378,200 | 448,100 | | |
| 90 | 324,300 | 378,600 | 448,400 | | |
| 91 | 324,600 | 378,900 | 448,600 | | |
| 92 | 325,100 | 379,300 | 448,900 | | |
| 93 | 325,500 | 379,700 | 449,300 | | |
| 94 | 325,900 | 380,100 | 449,600 | | |
| 95 | 326,300 | 380,500 | 449,900 | | |

| 職務の級<br>号給 | 1 級<br>給料月額 | 2 級<br>給料月額 | 3 級<br>給料月額 | 4 級<br>給料月額 | 5 級<br>給料月額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 96 | 326,700 | 380,900 | 450,200 | | |
| 97 | 327,100 | 381,500 | 450,500 | | |
| 98 | 327,600 | 382,000 | 450,800 | | |
| 99 | 328,100 | 382,500 | 451,100 | | |
| 100 | 328,700 | 383,000 | 451,400 | | |
| 101 | 329,000 | 383,400 | 451,700 | | |
| 102 | 329,300 | 383,900 | 452,000 | | |
| 103 | 329,600 | 384,200 | 452,300 | | |
| 104 | 329,900 | 384,500 | 452,600 | | |
| 105 | 330,200 | 385,000 | 452,800 | | |
| 106 | 330,500 | 385,400 | | | |
| 107 | 330,800 | 385,900 | | | |
| 108 | 331,000 | 386,400 | | | |
| 109 | 331,300 | 386,900 | | | |
| 110 | 331,600 | 387,400 | | | |
| 111 | 331,900 | 387,800 | | | |
| 112 | 332,300 | 388,200 | | | |
| 113 | 332,600 | 388,600 | | | |
| 114 | 332,900 | 389,000 | | | |
| 115 | 333,200 | 389,400 | | | |
| 116 | 333,600 | 389,800 | | | |
| 117 | 333,800 | 390,200 | | | |
| 118 | 334,100 | 390,600 | | | |
| 119 | 334,500 | 391,000 | | | |
| 120 | 334,900 | 391,500 | | | |
| 121 | 335,100 | 391,800 | | | |
| 122 | 335,400 | 392,200 | | | |
| 123 | 335,700 | 392,600 | | | |
| 124 | 336,100 | 392,900 | | | |
| 125 | 336,300 | 393,300 | | | |
| 126 | 336,500 | 393,800 | | | |
| 127 | 336,800 | 394,300 | | | |
| 128 | 337,100 | 394,700 | | | |
| 129 | 337,300 | 395,200 | | | |
| 130 | 337,600 | 395,700 | | | |
| 131 | 338,000 | 396,200 | | | |
| 132 | 338,300 | 396,700 | | | |
| 133 | 338,500 | 397,200 | | | |
| 134 | 338,800 | 397,700 | | | |
| 135 | 339,100 | 398,200 | | | |
| 136 | 339,300 | 398,700 | | | |
| 137 | 339,500 | 399,200 | | | |
| 138 | 339,700 | 399,700 | | | |
| 139 | 339,900 | 400,200 | | | |
| 140 | 340,200 | 400,700 | | | |
| 141 | 340,600 | 401,200 | | | |
| 142 | 340,900 | | | | |
| 143 | 341,200 | | | | |
| 144 | 341,500 | | | | |

| 職務の級<br>号給 | 1 級<br>給料月額 | 2 級<br>給料月額 | 3 級<br>給料月額 | 4 級<br>給料月額 | 5 級<br>給料月額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 145 | 341,900 | | | | |
| 146 | 342,200 | | | | |
| 147 | 342,500 | | | | |
| 148 | 342,800 | | | | |
| 149 | 343,100 | | | | |
| 150 | 343,400 | | | | |
| 151 | 343,700 | | | | |
| 152 | 343,900 | | | | |
| 153 | 344,200 | | | | |
| 154 | 344,500 | | | | |
| 155 | 344,800 | | | | |
| 156 | 345,100 | | | | |
| 157 | 345,400 | | | | |

備考　この表は、法人に勤務する教員等に適用する。